

死亡届及び死亡診断書（死体検案書）提出のオンライン・デジタル化における HPKIリモート署名の活用について

デジタル庁 国民向けサービスグループ
厚生労働省 医政局医療情報担当参事官室

死亡届及び死亡診断書（死体検案書）提出のオンライン・デジタル化の概要

死亡・相続に伴い、遺族に対して様々な行政手続等が発生します。

必要な手続は故人や遺族によっても異なり、かつ、手続先も多岐にわたることから、必要な手続を網羅的に把握することが難しい状況です。

また、2024年（令和6年）の人口動態調査の結果では、国内の死亡数は160万人を超え、調査開始以来最多となっており、今後も社会全体の負担が増加していくことが見込まれます。

死亡・相続に関する手続のオンライン・デジタル化を進めることで、**遺族の負担軽減、利便性向上と市区町村等における手続の効率化**を図るため、以下の取組を検討しています。

デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和7年6月13日閣議決定）

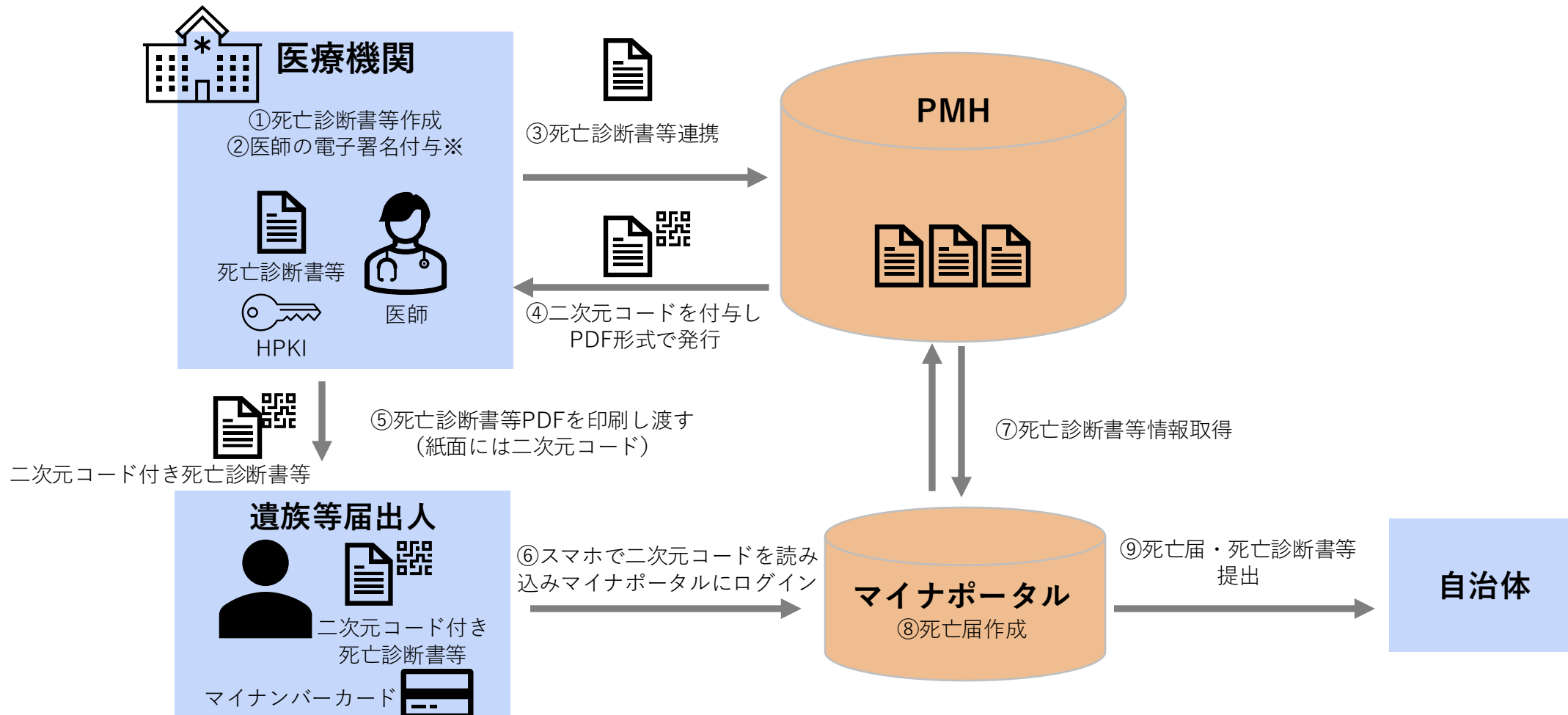
死亡・相続手続のオンライン・デジタル化

- ・2020年度にデジタル・ガバメント分科会で報告した方針等に基づき、関係府省庁や地方公共団体の協力の下、次の施策を推進する。
- ・2021年度中に行われた実証実験等を踏まえて、**死亡に関する手続（死亡届及び死亡診断書（死体検案書）の提出）のオンライン・デジタル化**に向けて、**デジタル庁**において、**厚生労働省**及び**法務省**とともに**課題の整理を行う**とともに、**オンライン・デジタル化実現**に向けた**具体的なシステム設計・開発に関する検討**を進める。

本取組に係るシステムの目的、機能、構成（イメージ）

医療機関で作成した死亡診断書（死体検案書）（以下「死亡診断書等」）の**電子データ**を、**マイナポータル経由で自治体に連携**する構成を検討しています。

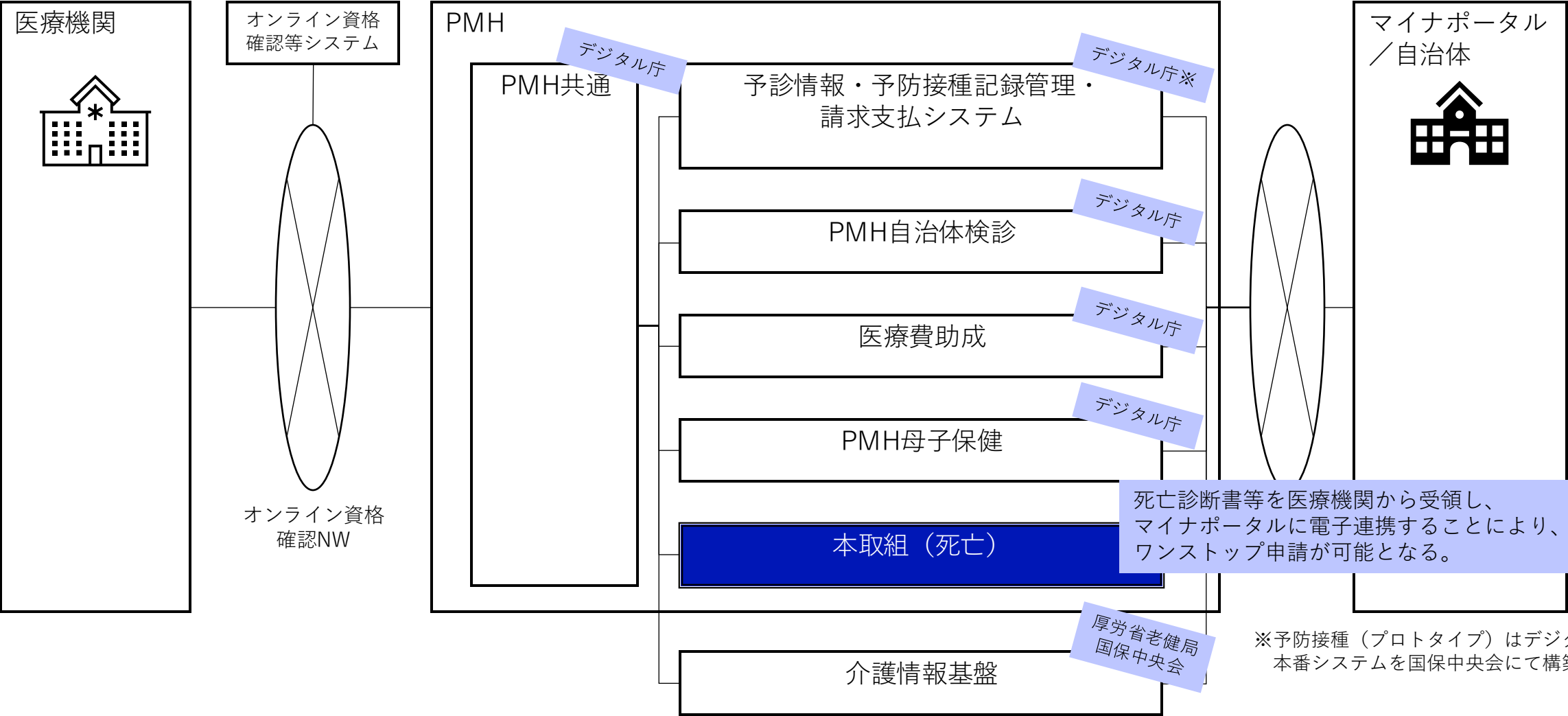
死亡診断書等を電子データ化し自治体と連携することで、**死亡届のオンライン提出を実現**し、**遺族の負担軽減、利便性向上**を図ると同時に、**市区町村等における手続の効率化**を進めることを目的としております。



PMH関連システムと、本取組に係る自治体との間で電子的に連携する仕組みについて

PMH（Public Medical Hub）とは、医療費助成、予防接種、母子保健等の分野におけるマイナンバーカードを活用したデジタル化を実現するための、自治体・医療機関等をつなぐ情報連携システムです。

PMH関連システムとして様々なPMHサブシステムがあり、本取組に係る自治体との間で電子的に連携する仕組みは、PMHサブシステムの1つとして新規構築します。



本取組に係るシステム関係の開発スケジュール

- R7年度中に、自治体との間で電子的に連携する仕組みの開発を行い、医療機関システムとの接続を検証予定。
- R8年度中に、マイナポータル統合アプリ対応を実施し、実証事業（スモールリリース）を検討。



死亡診断書（死体検案書）における電子署名について

死亡診断書を電子化した場合には、死亡診断書は医療機関等で作成する医療情報を含んだ文書であるため、これを取り扱うシステムには「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」（以下「安全管理ガイドライン」という。）が適用されることとなります。

安全管理ガイドラインにおいては、

①法令で署名又は記名・押印が義務付けられた文書において、記名・押印を電子署名に代える場合に、

②法令で医師等の国家資格を有する者による作成が求められている文書については、

医師等の国家資格の確認が電子的に検証できる電子証明書を用いた電子署名等を用いることとしているため、HPKI署名を使用し実装することとしています。

ローカル署名での実装に加え、医師の利便性の観点からリモート署名を使用することも検討しています。

電子処方箋管理サービス／死亡届及び死亡診断書等提出のオンライン・デジタル化のシステム構成及び署名フロー
(※死亡届/死亡診断書等関係は全てイメージ)

